

関税率表解説改正

新	旧
第 20 部 雑 品 第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 （他の項に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 注 1～2 （省 略） 3 <u>（A）</u> 第94.01項から第94.03項までの部分品には、ガラス（鏡を含む。）、大理石その他の石又は第68類若しくは第69類のその他の材料のシート及び板（他の部分品と結合してないものに限るものとし、特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）を含まない。 <u>（B）</u> 第94.04項の物品は、第94.01項から第94.03項までの物品の部分品であっても、単独で提示する場合は、第94.04項に属する。 4 （省 略） 総 説 （省 略）	第 20 部 雑 品 第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 （他の項に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 注 1～2 （省 略） 3 <u>（a）</u> 第94.01項から第94.03項までの部分品には、ガラス（鏡を含む。）、大理石その他の石又は第68類若しくは第69類のその他の材料のシート及び板（他の部分品と結合してないものに限るものとし、特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）を含まない。 <u>（b）</u> 第94.04項の物品は、第94.01項から第94.03項までの物品の部分品であっても、単独で提示する場合は、第94.04項に属する。 4 （省 略） 総 説 （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品 （省 略） <u>—とう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</u> <u>9401.51—竹及びとう製のもの</u> <u>9401.59—その他のもの</u> （省 略） （省 略）	94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品 （省 略） <u>9401.50—とう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</u> （省 略） （省 略）
94.03 その他の家具及びその部分品 （省 略） <u>—その他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具</u> <u>9403.81—竹又はとう製のもの</u> <u>9403.89—その他のもの</u> （省 略） （省 略）	94.03 その他の家具及びその部分品 （省 略） <u>9403.80—その他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具</u> （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 <u>(a) ろうそく（第34.06項参照）</u> (b) ～ (u) (省 略) <u>(v) 食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネンその他これらに類する実用的機能を有する物品（構成する材料により該当する項に属する。）</u> 2～3 (省 略) 4 この類の注1のものを除くほか、<u>第95.03項には、この項の物品と一以上の物品（関税率表の解釈に関する通則3（b）のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。</u> 5 第95.03項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの（例えば、ペット用がん具）は含まない（それぞれ該当する項に属する。）。	第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 <u>(a) クリスマスツリー用ろうそく（第34.06項参照）</u> (b) ～ (u) (省 略) (新 規) 2～3 (省 略) (新 規) 4 第95.03項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの（例えば、ペット用がん具）は含まない（それぞれ該当する項に属する。）。

関税率表解説改正

新	旧
(削 除)	95.01 車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車 <u>この項には、次の物品を含む。</u> <u>(A) 車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。）</u> <u>これらの製品は、通常、幼児がペダル、手動レバーその他の簡単な装置によりチェーン又はロッドを通じて車輪に対し走行力を伝達するか又はある種のスクーターの場合のように幼児が足で直接地面をけて進むかのいずれかの方法により走行するように設計してある。幼児が乗るために設計した車輪付きがん具のその他の方式のものは、人が単に押すか引くもの又は動力駆動式のものである。</u> <u>これらのがん具には、次の物品を含む。</u> <u>(1) 幼児用の三輪車その他これに類するもの（ただし、87.12項の二輪車を除く。）</u> <u>(2) 若者及び大人のみではなく幼児も乗れるように設計された二輪又は三輪スクーターで、位置調整が可能又は不可能なステアリングコラム及び小径の中空又は中空でない車輪を有するもの。これらは、自転車式のハンドルバー、ハンドブレーキ又は後輪のフットブレーキが装備されることもある。</u> <u>(3) 足踏み式又は手動式の車輪付きがん具（動物の形をしているもの）</u> <u>(4) 足踏み式自動車（しばしば、小型のスポーツ車、ジープ、貨物自動車等の形をしている。）</u> <u>(5) 手動レバーによって進む車輪付きがん具</u> <u>(6) その他の車輪付きがん具（機械的伝動機構を有しないもの）で、けん引し又は押すように設計してあり、幼児が乗るのに十分な大きさを有するもの</u> <u>(7) 動力駆動式の幼児用自動車</u> <u>(B) 人形用乳母車（折畳み式のものを含む。）</u> <u>この項には、また、次の物品を含まない。</u> <u>(a) 三輪車その他のこの項の車輪付きがん具のベル（83.06）</u> <u>(b) 幼児が乗るために設計したものでない車輪付きがん具及び幼児が乗るために設計してあるが車輪付きでないもの（例えば、揺り木馬）（95.03）</u> <u>(c) 人形用乳母車の寝具（95.03）（この寝具は人形の寝台に使用するものに類似している。）</u>

関税率表解説改正

新	旧
(削 除)	95.02 人形（人間を模したものに限る。） <u>9502.10－人形（服を着せてあるかないかを問わない。）</u> <u>一部分品及び附属品</u> <u>9502.91――衣類、衣類附属品、履物及び帽子</u> <u>9502.99――その他のもの</u> <u>この項には、幼児の娯楽用に設計した人形のみでなく、装飾用に使用する人形（例えば、応接間用人形及びマスコット用人形）、人形劇用のもの、あやつり人形及び漫画化したものを含む。</u> <u>人形は、通常、ゴム、プラスチック、繊維用繊維材料、ろう、陶磁器、木、板紙、混凝紙又はこれらの材料の組合せから作る。</u> <u>人形には、人間の声等の再生と同様に手足、頭又は眼を動かすことができる機構を接合し又は含んだものがある。人形はまた、服を着せてあってもよい。</u> <u>この項の人形の部分品及び附属品には、頭、胴部、手足、眼（70.18項の取り付けてないガラス製の眼を除く。）及び眼の作動機構、発声機構その他の機構並びにかつら、人形の衣服、靴及び帽子を含む。</u> <u>この項には、また、次の物品を含まない。</u> <u>(a) 人形付きのオルゴール（92.08）</u> <u>(b) ブリキの兵隊その他これに類するもの（95.03）</u> <u>(c) ショーウィンドー用に使用する種類のマネキン人形及び自動人形（96.18）</u>

関税率表解説改正

新	旧
95.03 <u>三輪車、スクーター、足踏み式自動車及びこれらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</u> <u>この項には、次の物品を含む。</u> <u>（A）車輪付きがん具</u> <u>これらの製品は、通常、ペダル、手動レバーその他の簡単な装置によりチェーン又はロッドを通じて車輪に対し走行力を伝達するか又はある種のスクーターの場合のように人が足で直接地面をけて進むかのいずれかの方法により走行するように設計してある。車輪付きがん具のその他の方式のものは、人が単に押すか引くもの又は動力駆動式のものである。</u> <u>これらのがん具には、次の物品を含む。</u> <u>（1）幼児用の三輪車その他これに類するもの（ただし、87.12項の二輪車を除く。）</u> <u>（2）若者及び大人のみではなく幼児も乗れるように設計された二輪又は三輪スクーターで、位置調整が可能又は不可能なステアリングコラム及び小径の中空又は中空でない車輪を有するもの。これらは、自転車式のハンドルバー、ハンドブレーキ又は後輪のフットブレーキが装備されることもある。</u> <u>（3）足踏み式又は手動式の車輪付きがん具（動物の形をしているもの）</u> <u>（4）足踏み式自動車（しばしば、小型のスポーツ車、ジープ、貨物自動車等の形をしている。）</u> <u>（5）手動レバーによって進む車輪付きがん具</u> <u>（6）その他の車輪付きがん具（機械的伝動機構を有しないもの）で、けん引し又は押すように設計してあり、幼児が乗るのに十分な大きさを有するもの</u> <u>（7）動力駆動式の幼児用自動車</u> <u>（B）人形用乳母車（折畳み式のものを含む。例えば、折畳み式腰掛型）</u> <u>このグループには、折畳み式であるかないかを問わず、二以上の車輪を取り付けてある人形用乳母車（腰掛け型、箱型、折畳み式腰掛型等のもの）を含む。また、人形の寝台に使用するものに類似する、乳母車の寝具を含む。</u> <u>（C）人形</u> <u>このグループには、幼児の娯楽用に設計した人形のみでなく、装飾用使用する人形（例えば、応接間用人形及びマスコット用人形）、人形劇用のもの、あやつり人形及び漫画化したものを含む。</u>	95.03 <u>その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</u> <u>9503.10－電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）</u> <u>9503.20－縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第9503.10号のものを除く。）</u> <u>9503.30－その他の組立てセット及び組立てがん具</u> <u>－がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）</u> <u>9503.41－詰物をしたもの</u> <u>9503.49－その他のもの</u> <u>9503.50－楽器類（がん具に限る。）</u> <u>9503.60－パズル</u> <u>9503.70－その他のがん具（セットしたものに限る。）</u> <u>9503.80－その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）</u> <u>9503.90－その他のもの</u> <u>この項には、本質的に人間（子供又は大人）の娯楽用のためのがん具を含む。しかしながら、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物（例えば、ペット）用に供されると判断されるがん具は、この項には分類されず、材質に応じてそれぞれの項に分類される。この項には、次の物品を含む。</u> <u>（A）95.01項及び95.02項のいずれにも属しないすべてのがん具。この項のがん具の多くは機械的又は電氣的に作動する。</u> <u>これらには、次の物品を含む。</u> <u>（1）動物又は人間以外の生物を模したがん具（人間の身体を模したもの（例えば、天使、ロボット、悪魔及び怪獣）及びあやつり人形用のものを含む。）</u> <u>（2）がん具のけん銃及び銃</u> <u>（3）組立てがん具（組立てセット、組立てブロック等）</u> <u>（4）がん具の車両（95.01項のものを除く。）、がん具の列車（電動式であるかないかを問わない。）、がん具の飛行機、がん具のボート等及びこれらの附属品（例えば、鉄道路線及び信号機）</u> <u>（5）電動式でないがん具の原動機、がん具の蒸気機関等</u> <u>（6）がん具の風船及びがん具のたこ</u> <u>（7）ブリキの兵隊その他これに類するもの及びがん具の兵器</u> <u>（8）がん具の運動用具（例えば、ゴルフセット、テニスセット、アーチェリーセット、ビリヤードセット、野球のバット、クリケットのバット及びホッケースティック。セットになっているかいないかを問わない。）</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>人形は、通常、ゴム、プラスチック、紡織用繊維材料、ろう、陶磁器、木、板紙、混凝紙又はこれらの材料の組合せから作る。</u> <u>人形には、人間の声等の再生と同様に手足、頭又は眼を動かすことができる機構を接合し又は含んだものがある。人形はまた、服を着せてあってもよい。</u> <u>この項の人形の部分品及び附属品には、頭、胴部、手足、眼（70.18項の取り付けてないガラス製の眼を除く。）及び眼の作動機構、発声機構その他の機構並びにかつら、人形の衣服、靴及び帽子を含む。</u> <u>(D) その他のがん具</u> <u>このグループには、本質的に人間（子供又は大人）の娯楽用のためのがん具を含む。しかしながら、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物（例えば、ペット）用に供されると判断されるがん具は、この項には分類されず、材質に応じてそれぞれの項に分類される。このグループには、次の物品を含む。</u> <u>(A) ～ (C) のいずれにも属しないすべてのがん具。がん具の多くは機械的又は電氣的に作動する。</u> <u>これらには、次の物品を含む。</u> <u>(i) 動物又は人間以外の生物を模したがん具（人間の身体を模したもの（例えば、天使、ロボット、悪魔及び怪獣）及びあやつり人形用のものを含む。）</u> <u>(ii) がん具のけん銃及び銃</u> <u>(iii) 組立てがん具（組立てセット、組立てブロック等）</u> <u>(iv) がん具の車両（グループAのものを除く。）、がん具の列車（電動式であるかないかを問わない。）、がん具の飛行機、がん具のボート等及びこれらの附属品（例えば、鉄道路線及び信号機）</u> <u>(v) 幼児が乗るために設計してあるが車輪付きでないがん具（例えば、揺り木馬）</u> <u>(vi) 電動式でないがん具の原動機、がん具の蒸気機関等</u> <u>(vii) がん具の風船及びがん具のたこ</u> <u>(viii) ブリキの兵隊その他これに類するもの及びがん具の兵器</u> <u>(ix) がん具の運動用具（例えば、ゴルフセット、テニスセット、アーチェリーセット、ビリヤードセット、野球のバット、クリケットのバット及びホッケースティック。セットになっているかないかを問わない。）</u> <u>(x) がん具の工具類及び幼児用の手押し一輪車</u> <u>(xi) がん具の映写機、幻灯機等及びがん具の眼鏡</u>	<u>(9) がん具の工具類及び幼児用の手押し一輪車</u> <u>(10) がん具の映写機、幻灯機等及びがん具の眼鏡</u> <u>(11) がん具の楽器（ピアノ、トランペット、ドラム、蓄音機、ハーモニカ、アコーディオン、木琴、オルゴール等）</u> <u>(12) 人形の家及び家具（寝具を含む。）</u> <u>(13) 人形の喫茶用具、がん具の店その他これに類するもの、農場セット等</u> <u>(14) がん具のそろばん</u> <u>(15) がん具のミシン</u> <u>(16) がん具の時計</u> <u>(17) 教育用がん具（例えば、がん具の化学、印刷、縫物又は編物のセット）</u> <u>(18) 輪、なわ飛びのなわ、空中ごま用のスプール及び棒、うなりごま並びにボール（95.04項又は95.06項のものを除く。）</u> <u>(19) 本質的に絵、がん具又は模型から成る本及びシート（いずれも、切り離して、組み立てるものに限る。）及び立ち上がり又は移動する像がついている本で、本質的にがん具の性格を有するもの（49.03項の解説参照）</u> <u>(20) ビー玉（例えば、各種の形に調整した筋のあるガラス製のビー玉又は幼児の娯楽用に箱におさめたガラス製の各種の球）</u> <u>(21) がん具の貯金箱、乳児のからがら、びっくり箱、がん具の劇場（像があるかないかを問わない。）等</u> <u>(22) 屋内外において子供が使用する遊戯用テント（95.03）</u> <u>上記の物品のあるもの（がん具の武器、工具、園芸セット、ブリキの兵隊等）は、しばしばセットとして作られている。</u> <u>ある種のがん具（例えば、電気アイロン、ミシン、楽器等）は限られた実用性を有することがあるが、通常その大きさ及び限られた能力により真正のミシン等と区別される。</u> <u>単独で提示する場合にはこの表の他の項に属する物品を集めたものは、がん具として使用されることが形状により明らかな場合（例えば、化学用セット、縫物セット等の教育用がん具）には、この項に属する。</u> <u>(B) 縮尺模型その他これに類する娯楽用模型</u> <u>この項には、また、主として娯楽用に供する種類の模型（例えば、ボート、飛行機、列車、車両等の作動する模型及び縮尺模型）並びに当該模型を制作するための材料のキット及び部分品を含む。ただし、95.04項の競技用ゲームの特性を有するセット（例えば、スロットカーとその軌道とから成るセット）を除く。</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>(xii) がん具の楽器（ピアノ、トランペット、ドラム、蓄音機、ハーモニカ、アコーディオン、木琴、オルゴール等）</u> <u>(xiii) 人形の家及び家具（寝具を含む。）</u> <u>(xiv) 人形の喫茶用具、がん具の店その他これに類するもの、農場セット等</u> <u>(xv) がん具のそろばん</u> <u>(xvi) がん具のミシン</u> <u>(xvii) がん具の時計</u> <u>(xviii) 教育用がん具（例えば、がん具の化学、印刷、縫物又は編物のセット）</u> <u>(ixx) 輪、なわ飛びのなわ、空中ごま用のスプール及び棒、うなりごま並びにボール（95.04項又は95.06項のものを除く。）</u> <u>(xx) 本質的に絵、がん具又は模型から成る本及びシート（いずれも、切り離して、組み立てるものに限る。）及び立ち上がり又は移動する像がついている本で、本質的にがん具の性格を有するもの（49.03項の解説参照）</u> <u>(xxi) ビー玉（例えば、各種の形に調整した筋のあるガラス製のビー玉又は幼児の娯楽用に箱におさめたガラス製の各種の球）</u> <u>(xxii) がん具の貯金箱、乳児のからがら、びっくり箱、がん具の劇場（像があるかないかを問わない。）等</u> <u>(xxiii) 屋内外において子供が使用する遊戯用テント</u> <u>上記の物品のあるもの（がん具の武器、工具、園芸セット、ブリキの兵隊等）は、しばしばセットとして作られている。</u> <u>ある種のがん具（例えば、電気アイロン、ミシン、楽器等）は限られた実用性を有することがあるが、通常その大きさ及び限られた能力により真正のミシン等と区別される。</u> <u>(E) 縮尺模型その他これに類する娯楽用模型</u> <u>この項には、また、主として娯楽用に供する種類の模型（例えば、ボート、飛行機、列車、車両等の作動する模型及び縮尺模型）並びに当該模型を制作するための材料のキット及び部分品を含む。ただし、95.04項の競技用ゲームの特性を有するセット（例えば、スロットカーとその軌道とから成るセット）を除く。</u> <u>このグループには、また、娯楽用のものである場合に限り、実物大又は拡大した複製品を含む。</u> <u>(F) 各種のパズル</u>	<u>このグループには、また、娯楽用のものである場合に限り、実物大又は拡大した複製品を含む。</u> <u>(C) 各種のパズル</u> <u>この項には、この項の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品を含む。ただし、この類の注1により除外されている物品を含まない。部分品及び附属品には、次の物品を含む。</u> <u>(1) オルゴールのムーブメント（その形、構成材料及び設定が単純であることによって、92.08項のオルゴールに使用することができないもの）</u> <u>(2) 小型のピストン式内燃機関その他の機関（85.01項の電動機を除く。）：</u> <u>例えば、模型飛行機又は模型船舶に使用するもので、排気量及び動力が小さく、重さが軽く又は寸法が小さなもの</u> <u>この項には、また、次の物品を含まない。</u> <u>(a) 幼児用のペイント（32.13）</u> <u>(b) 児童用のモデリングペースト（34.07）</u> <u>(c) 49.03項の幼児用の絵本及び習画本</u> <u>(d) デカルコマニア（49.08）</u> <u>(e) 83.06項のベル、ゴングその他これらに類する物品</u> <u>(f) 遊戯用カードゲーム（95.04）</u> <u>(g) 紙帽子、パーティー用品、仮面、擬鼻その他これらに類する物品（95.05）</u> <u>(h) 96.09項の幼児用のクレヨン及びパステル</u> <u>(ij) 96.10項の石盤及び黒板</u> * - * * * 号の解説 9503.70 <u>95.03項に分類されることを条件として、この号においては、</u> <u>(i)「セット（Sets）」とは、再包装されことなく小売用に供されるように、二以上の種類の物品（原則として娯楽用）を同一包装にしたものである。簡単な附属品又は物品の使用を助長することを目的としたささいな物品を含むこともある。</u> <u>また、(ii)「セット（Outfits）」とは、特定のレクリエーション、作業、人物又は職業に特有の二以上の異なる種類の物品を再包装させることなく小売用に供されるように同一包装にしたものをいう。</u>

関税率表解説改正

新	旧
° - ° <u>単独で提示する場合にはこの表の他の項に属する物品を集めたものは、その取り揃えた形状からがん具として使用されることが明らかな場合（例えば、化学用セット、縫物セット等の教育用がん具）には、この項に属する。</u> <u>この類の注４の規定により、この項には、この類の注１の規定を除くほか、この項の物品と１以上の物品（関税率表の解釈に関する通則３（b）のセットではないもので、単独で提示する場合には他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。</u> * - * <u>部分品及び附属品</u> <u>この項には、この項の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品を含む。ただし、この類の注１により除外されている物品を含まない。部分品及び附属品には、次の物品を含む。</u> <u>（１）オルゴールのムーブメント（その形、構成材料及び設定が単純であることによって、92.08項のオルゴールに使用することができないもの）</u> <u>（２）小型のピストン式内燃機関その他の機関（85.01項の電動機を除く。）：</u> <u>例えば、模型飛行機又は模型船舶に使用するもので、排気量及び動力が小さく、重さが軽く又は寸法が小さなもの</u> <u>この項には、また、次の物品を含まない。</u> <u>（a）幼児用のペイント（32.13）</u> <u>（b）児童用のモデリングペースト（34.07）</u> <u>（c）49.03項の幼児用の絵本及び習画本</u> <u>（d）デカルコマニア（49.08）</u> <u>（e）83.06項のベル（三輪車及びその他の車輪付きがん具のベルを含む。）、ゴングその他これらに類する物品</u> <u>（f）人形付きのオルゴール（92.08）</u> <u>（g）遊戯用カードゲーム（95.04）</u> <u>（h）紙帽子、パーティー用品、仮面、擬鼻その他これらに類する物品（95.05）</u>	

関税率表解説改正

新	旧
<u>(ij) 96.09項の幼児用のクレヨン及びパステル</u> <u>(k) 96.10項の石盤及び黒板</u> <u>(1) ショーウィンドー用に使用する種類のマネキン人形及び自動人形 (96.18)</u> <u>2</u>	

関税率表解説改正

新	旧
95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省 略） 9504.30—その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、<u>バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。</u>） （省 略） この項には、次の物品を含む。 （１）～（５） （省 略） （６）<u>硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機械で、歓楽アーケード、カフェ、遊技場等で使用する種類のもの技巧又はチャンスを競う遊戯用のもの（例えば、拳銃の練習用機械及び各種のピンテーブル）</u> （７）～（１３） （省 略） （省 略）	95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省 略） 9504.30—その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券（紙幣）、ディスクその他これらに類するものを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。） （省 略） この項には、次の物品を含む。 （１）～（５） （省 略） （６）<u>硬貨、銀行券（紙幣）、ディスクその他これらに類するもの（クレジットカード等）を挿入することにより作動する機械で歓楽アーケード、カフェ、遊技場等で使用する種類のもの技巧又はチャンスを競う遊戯用のもの（例えば、拳銃の練習用機械及び各種のピンテーブル）</u> （７）～（１３） （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
96.14 喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 （削 除） （削 除） （省 略）	96.14 喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 <u>9614.20－パイプ及びパイプボール</u> <u>9614.90－その他のもの</u> （省 略）
96.17 魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。） （省 略） この項には、単独のガラス製の内部容器を含まない <u>(70.20)</u>	96.17 魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。） （省 略） この項には、単独のガラス製の内部容器を含まない <u>(70.12)</u>